

議案第84号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正等により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第15条、第27条及び第35条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第55条、第63条第1項第6号、第74条第1項第8号、第82条及び第89条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。